

大樹町移住ポータルサイト制作業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、大樹町（以下「町」という。）や他の自治体へ移住・定住を検討している方々に対する情報発信ツールとして、最新のコンテンツを発信するためにデザイン性、レスポンス性、検索のしやすさなど機能性に優れた、新たなポータルサイトを制作することを目的とする。

よって、専門的な知識や経験を有し、当町が求めるポータルサイトを制作できる事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するものである。

2. 業務の概要

（1）業務の名称

大樹町移住ポータルサイト制作業務

（2）業務内容

別紙「業務仕様書」のとおりとする。

（3）委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

（4）委託契約上限額

6,050,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- （2）大樹町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成12年施行）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- （4）大樹町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年大樹町条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、又は、暴力団関係事業者でないこと。
- （5）過去に市町村が発注したホームページ制作業務を受託するなど、類似業務の実績を有する者であること。

4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が、上記「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が契約候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5. スケジュール

項目	期限等
①実施要領、仕様書の公表	令和7年6月27日（金）
②参加表明書の提出期限	令和7年7月10日（木）午後5時
③質問書の提出期限	令和7年7月10日（木）午後5時
④質問書の回答期限	令和7年7月14日（月）
⑤企画提案書の提出期限	令和7年7月24日（木）午後5時
⑥プレゼンテーションの実施	令和7年7月30日（水）午後1時
⑦選定結果の通知	⑥実施後
⑧契約手続き	⑦実施後

6. 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、次により関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月10日（木）午後5時00分必着

(2) 提出方法

「16. 提出先（事務局）」まで持参（土日及び時間外を除く）または郵送

(3) 提出書類

①参加表明書（第1号様式） 1部

②提案者概要書（第2号様式） 1部

・「業務実績」については、令和7年3月31日現在の過去5年間で受託した本業務と同種の業務の実績について記載すること。

③（※）登記事項証明書（写しでも可） 1部

・法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

④（※）過去2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し

※：大樹町契約規則第16条による、大樹町指名競争入札参加資格者名簿（物品・役務・委託）に登録されている場合は、提出を省略することができる。

7. 提案者の決定及び通知

町は、提出のあった参加表明書類について提案者としての適格を審査し、文書で通知する。

8. 質問書の提出

実施要領及び仕様書等の内容に関して不明な点がある場合は、質問書（第3号様式）を作成し、次により提出すること。

（1）提出期限

令和7年7月10日（木）午後5時00分必着

（2）提出方法

「16. 提出先（事務局）」に記載のアドレス宛に電子メールにより提出

9. 質問書の回答

質問に対する回答は次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

（1）質問に対する回答の公表予定日

令和7年7月14日（月）

（2）公表方法

大樹町のホームページ（<https://www.town.taiki.hokkaido.jp/>）

10. 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、書類審査により提案者として認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時00分必着

（2）提出方法

「16. 提出先（事務局）」まで持参（土日及び時間外を除く）または郵送

（3）提出部数

10部（正本1部、副本9部）

（4）提出書類作成にあたっての留意事項

①提出書類の規格はA4版とし、横書きで作成すること。

②文字のサイズは10ポイント以上とすること。

（5）提出書類

提出書類	様式	注意事項等
①企画提案書等 送付書	第4号様式	
②企画提案書	任意	・仕様書の内容を踏まえて、業務に関する具

		体的な提案を簡潔に整理すること。 ・本業務の費用の範囲内で、提案者の専門的な立場から本町にとって有益な提案があれば記載すること。 ・本業務における各工程とスケジュールについて記載すること。
③業務実施体制調書	第5号様式	本業務における担当者等について記載すること。
④参考見積書	任意	本業務を実施する場合の見積金額及びその内訳金額を記載すること。

11. 企画提案に対する審査（プレゼンテーションの実施）

次のとおりプレゼンテーションを実施します。なお、正式なご案内は企画提案者に別途通知します。

（1）日時

令和7年7月30日（水）午後1時00分から（予定）

（2）場所

大樹町役場 2F会議室

（3）実施方法

- ①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションは20分以内（準備時間は除く。）とする。
- ③選定委員会の委員による質疑は15分程度とする。

（4）その他

- ①プレゼンテーションの出席人数は3名以内とし、業務責任者になる予定の者が提案を行うこと。
- ②プレゼンテーションは提案書を基に行うこと。
- ③プロジェクタ等を使用する場合は事前にご連絡ください。なお、プロジェクタは本町で準備するが、パソコン等は参加者において用意すること。
- ④追加資料の提出は認めない。

12. 選定方法

本町職員、移住コーディネーター、移住・定住推進員で構成する選定委員会において、各審査委員が提案者からの提出書類及びプレゼンテーション等の内容を基に、別表「評価基準表」により評価して、1位となった提案者を本業務委託契約候補者に選定する。

また、提案者が1者であった場合でも、本業務における業者選定は有効であるものとし、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

13. 審査の評価基準

審査の評価基準は次のとおりとする。なお、最低選定点数は100点中50点とし、

提案者が1者のみの場合でも、この点数に達しない場合は選定しない。

- ①業務実績及び業務実施体制
- ②基本事項
- ③企画提案の内容
- ④プレゼンテーション・ヒアリング
- ⑤見積価格

14. 審査結果の通知及び公表

審査終了後、提案者全員に対して文書にて審査結果を通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じないものとする。

また、選定された契約候補者を本町のホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。

15. 契約の締結

契約候補者として選定された者と本町が実施方針や手法などの仕様確認等の協議を行い、契約を締結する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合、契約候補者に次いで高い評価を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

16. 提出先（事務局）

〒089-2195 広尾郡大樹町東本通 33 番地

大樹町役場 企画商工課 企画係

電話：01558-6-2113

FAX：01558-6-2495

E-mail：kikaku-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

17. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他町が必要と認める用途に使用する場合には、契約候補者の企画提案書の全部または一部を無償で 사용할ことができるものとする。
- (4) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。